

ワークショップ

アジア共通プロ向け債券市場創設にかかわる法的側面

弁護士 築瀬捨治（長島・大野・常松法律事務所）

アジア共通プロ向け債券市場（AMBIF Market）創設にかかわる法的問題は、各国の異なる証券規制その他の法制度のもとで、いかに共通市場を創設するかという問題である。

1. アジア共通プロ向け債券市場を規律する法

AMBIF Marketを規律する法は、関係するそれぞれの国の国内法である。AMBIF Marketの創設は、外交交渉を通じて各国に共通の法を作ることによってではなく、原則として各国国内法の適用において、それぞれの国内法の許す範囲で、アジア共通債券市場創設のために柔軟な工夫をすることによってその実現をめざしている。

2. 債券発行に伴うDisclosure規制の適用

債券の発行と発行後の市場取引のためのDisclosure Requirementの内容や適用が国によって実質的に異なれば、共通市場の創設が阻まれる。AMBIF Marketの提言は、プロ向け債券市場のためのDisclosure Requirementであれば、国ごとに異なるRetail Investors保護のためのDisclosure Requirementの適用を受けることなく、各国の証券規制の適用において共通の理解が得られるはずであるという期待をその基礎としている。

3. AMBIF Market創設のための今後の法的課題

（1） 強行法規適用対象事由について

Disclosure Requirementに加えて、為替管理規制や課税の問題等の強行法適用対象事由についてもAMBIF Marketが「アジア共通債券市場」と言えるような、安定した適用結果が確保されなければならない。

（2） 任意法規適用対象事由について

債券の要項の準拠法、引受契約や売買契約の準拠法、及びこれらに関する紛争の解決機関の選択については、一般に当事者の選択が許されるであろう。それらの準拠法の国と紛争解決機関の所在地は、AMBIF Marketのセンターとなる可能性が高い。また、かかる市場の慣行が形成される地として重要であろう。

（3） AMBIF Documentation

AMBIF Documentationの形成が期待されている。市場の慣行として用いられるStandard Documentationは、個別の債券発行のための関係当事者の合意をめざした交渉の出発点となるので、極めて重要である。

4. 日本がAMBIF Marketのセンターの一つとなるために必要な法的インフラの整備

AMBIF Marketの発展が日本のサービス産業の成長に資するようにするためには、Cross-Borderな市場のための日本の法的インフラの整備を要する。